

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 外 2 - 59

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月20日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル発行市場兼証券化部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Issuance & Securitisation)
ディレクター 発行市場部長
マルコ・ツィマーマン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラゲ 12
(Taubusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【発行登録の対象とした売出有価 社債
証券の種類】

【今回の売出金額】 10億1,400万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年12月22日
効力発生日	平成30年 1 月 5 日
有効期限	平成32年 1 月 4 日
発行登録番号	29 - 外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29 - 外 2 - 1	平成30年 1 月 5 日	7 億円		
29 - 外 2 - 2	平成30年 1 月 5 日	3 億円		
29 - 外 2 - 3	平成30年 1 月 5 日	2 億3,256万6,444円		
29 - 外 2 - 4	平成30年 1 月11日	5 億円		
29 - 外 2 - 5	平成30年 1 月15日	5 億円		
29 - 外 2 - 6	平成30年 1 月15日	5 億円		
29 - 外 2 - 7	平成30年 1 月17日	6 億7,500万円		
29 - 外 2 - 8	平成30年 2 月 7 日	5 億円		
29 - 外 2 - 9	平成30年 2 月 7 日	5 億円		
29 - 外 2 - 10	平成30年 2 月 8 日	5 億円		
29 - 外 2 - 11	平成30年 2 月 8 日	3 億437万円		
29 - 外 2 - 12	平成30年 2 月 8 日	2 億4,923万7,525円		
29 - 外 2 - 13	平成30年 2 月 8 日	5 億円		
29 - 外 2 - 14	平成30年 2 月23日	7 億6,000万円		
29 - 外 2 - 15	平成30年 3 月 2 日	3 億円		
29 - 外 2 - 16	平成30年 3 月 9 日	2 億7,373万5,000円		
29 - 外 2 - 17	平成30年 3 月 9 日	2 億4,446万997円		
29 - 外 2 - 18	平成30年 3 月12日	3 億円		
29 - 外 2 - 19	平成30年 3 月13日	5 億円		
29 - 外 2 - 20	平成30年 3 月14日	2 億9,500万円		
29 - 外 2 - 21	平成30年 3 月16日	3 億円		
29 - 外 2 - 22	平成30年 3 月27日	3 億円		
29 - 外 2 - 23	平成30年 3 月27日	3 億円		
29 - 外 2 - 24	平成30年 4 月 2 日	3 億円		
29 - 外 2 - 25	平成30年 4 月 6 日	1 億9,358万5,392円		
29 - 外 2 - 26	平成30年 4 月 9 日	5 億円		
29 - 外 2 - 27	平成30年 5 月 9 日	2 億7,266万5,000円		
29 - 外 2 - 28	平成30年 5 月 9 日	1 億9,756万3,575円		
29 - 外 2 - 29	平成30年 5 月11日	5 億2,000万円		
29 - 外 2 - 30	平成30年 5 月25日	4 億8,500万円		
29 - 外 2 - 31	平成30年 5 月25日	8 億6,594万9,760円		
29 - 外 2 - 32	平成30年 5 月25日	2 億3,400万円		
29 - 外 2 - 33	平成30年 6 月20日	2 億円		
29 - 外 2 - 34	平成30年 7 月 3 日	5 億円		
29 - 外 2 - 35	平成30年 7 月 6 日	3 億円		

該当事項なし。

29 - 外 2 - 36	平成30年 8 月 1 日	5 億円		
29 - 外 2 - 37	平成30年 8 月 1 日	3 億円		
29 - 外 2 - 38	平成30年 8 月 3 日	1 億5,057万円		
29 - 外 2 - 39	平成30年 8 月 3 日	2 億1,460万9,930円50銭		
29 - 外 2 - 40	平成30年 8 月 3 日	3 億円		
29 - 外 2 - 41	平成30年 8 月 6 日	4 億6,100万円		
29 - 外 2 - 42	平成30年 8 月 6 日	1 億1,513万1,900円		
29 - 外 2 - 43	平成30年 8 月 9 日	3 億円		
29 - 外 2 - 44	平成30年 8 月13日	5 億円		
29 - 外 2 - 45	平成30年 8 月15日	1 億6,671万8,892円		
29 - 外 2 - 46	平成30年 8 月16日	5 億円		
29 - 外 2 - 47	平成30年 8 月28日	1 億9,000万円		
29 - 外 2 - 48 (注1)	平成30年 8 月28日	4,664万5,755円		
29 - 外 2 - 49	平成30年 8 月31日	5 億円		
29 - 外 2 - 50	平成30年 9 月19日	5 億円		
29 - 外 2 - 51	平成30年 9 月21日	9 億2,300万円		
29 - 外 2 - 52	平成30年 9 月25日	5 億円		
29 - 外 2 - 53	平成30年 9 月28日	3 億円		
29 - 外 2 - 54	平成30年10月11日	5 億円		
29 - 外 2 - 55	平成30年10月19日	3 億8,900万円		
29 - 外 2 - 56	平成30年10月31日	3 億円		
29 - 外 2 - 57	平成30年11月 1 日	1 億円		
29 - 外 2 - 58	平成30年11月 5 日	7 億円		
実績合計額		225億5,981万170円50銭 (注2)	減額総額	0 円

(注1) 本欄に記載された平成30年 8 月28日届出の「29 - 外 2 - 48」の書類は、発行登録通知書である。

(注2) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 4,774億4,018万9,829円50銭

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

<ドイツ銀行AGロンドン 2020年11月27日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条
 項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社オリエンタルランド・ローム株式会社）に関する情報>

（中略）

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行AGロンドン 2020年11月27日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社オリエンタルランド・ローム株式会社) (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	10億1,400万円(注2)	売出価額の総額	10億1,400万円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	200万円
償還期限	2020年11月27日(以下「満期償還日」という。)(注3)		
利率	<p>(1) 利息起算日(同日を含む。)から2019年2月27日(同日を含まない。)までの期間に関して、適用ある利率は年率8.20パーセントであり、本社債額面金額当たり40,544円が2019年2月27日に支払われる。</p> <p>(2) 2019年2月27日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの期間に関して、ある利払日(同日を含まない。)に終了する各期間に関する適用ある利息金額は、以下に定めるところに従い、計算代理人によって決定される。</p> <p>() 関連する判定日における全ての対象株式判定価格が各利率判定水準以上となる場合、適用ある利率は年率8.20パーセントであり本社債額面金額当たり41,000円となるものとする。</p> <p>() 関連する判定日におけるいずれかの対象株式判定価格が各利率判定水準未満となる場合、適用ある利率は年率1.00パーセントであり本社債額面金額当たり5,000円となるものとする。</p> <p>「額面金額」とは、各本社債に関して、200万円をいう。</p> <p>「利率判定水準」とは、各対象株式に関連して、当初価格の80パーセントに相当する金額をいう。利率判定水準は、小数点第3位を四捨五入するものとする。</p> <p>「対象株式判定価格」とは、各対象株式の取引所の終値をいう。</p>		
売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称	中銀証券株式会社 岡山県岡山市北区本町2番5号 (以下「売出人」という。) ちゅうぎん駅前ビル		

摘要	本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。本社債に関するその他の条件等については後記「2 売出しの条件 < 売出社債に関するその他の条件等 >」を参照のこと。
----	--

- (注1) 本社債はドイツ銀行AGロンドン名で発行されるが、本社債はロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)の債務である。
- (注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、10億1,400万円である。
- (注3) 本社債の償還は、2020年11月27日において、後記「2 売出しの条件、< 売出社債に関するその他の条件等 >、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(a) 満期における償還」に従い、現金償還金額の支払または交付株式数の交付および現金調整額の支払により償還される。満期償還日前の償還については、後記「2 売出しの条件、< 売出社債に関するその他の条件等 >、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(b) 早期償還」を参照のこと。本社債の償還が現金償還金額の支払または交付株式数の交付および現金調整額の支払でなされるかは、償還対象株式の相場(かかる相場には上下動がある。)の変動によって左右される。本社債の申込人は、かかる変動から生じるリスクと償還方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債に投資すべきである。なお、その他の事由による繰上償還については、後記「2 売出しの条件、< 売出社債に関するその他の条件等 >、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(o) 特別の事情、違法性および不可抗力による繰上償還」および後記「2 売出しの条件、< 売出社債に関するその他の条件等 >、社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注4) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
- ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、本(注4)において「ムーディーズ」という。)よりBaa3、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド(以下、本(注4)において「S&P」という。)よりBBB-、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下、本(注4)において「フィッチ」という。)よりBBB+の長期の非上位かつ優先の債務に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成30年11月20日)現在、かかる格付の変更はされていない。また、発行会社は、ムーディーズよりA3およびS&PよりBBB+の長期の上位かつ優先の債務に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成30年11月20日)現在、かかる格付の変更はされていない。
- ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日(平成30年11月20日)現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
- ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan/>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。
- (注5) 劣後債ではない本社債の順位
- ドイツの銀行法(Kreditwesengesetz)(以下「KWG」という。)第46f(5)-(7)条に基づき、発行会社に影響する、倒産または債務削減等の破綻処理措置の発動の場合において、発行会社の一定の無担保かつ劣後の債務

証券（以下、総称して、「非上位優先債務」という。）は、発行会社の他の非劣後債務（以下、総称して、「上位優先債務」という。）に対して劣後する。非上位優先債務は、劣後社債を含む発行会社の約定劣後債務より優先する。かかる優先順位は、2017年1月1日以後に開始する発行会社に関するドイツにおける倒産手続または破綻処理措置の発動の場合において適用され、その時点において発行済である一切の無担保かつ非劣後の債務証券に対して効力を生じる。KWGの第46f(7)条において定義されるところにより、「仕組型の」無担保かつ非劣後の債務証券、すなわちその要項が定めるところにより、（ ）払戻の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠するものもしくは決済が金銭の支払以外の方法によって実行されるもの、または（ ）利息の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠し（ただし、利息の金額が固定もしくは変動の参照金利にのみ依拠するものは、この限りではない。）、かつ、決済が金銭の支払によって実行されるものは常に上位優先債務を構成する。固定利付社債およびロンドン銀行間取引金利(LIBOR)または欧州銀行間取引金利(EURIBOR)に連動する変動利付社債を含む、発行会社のエクス・マーケット・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき2018年7月21日以降に発行される上記（ ）または（ ）に記載する条件を充足せずに発行される「仕組型ではない」無担保かつ非劣後の社債は、（ ）その発行時における満期までの期間が少なくとも1年以上であり、かつ（ ）関連する証券の条件書、および関連する目論見書において明示的により低い順位に言及している場合に限り、ドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、上位優先債務に先立って損失を負担することになる非上位優先債務を構成する。それ以外の場合には、それらは上位優先債務を構成する。発行会社に関するドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、所轄破綻処理機関または裁判所は、本プログラムに基づき発行された無担保かつ非劣後である本社債が上位優先債務に該当するか、または非上位優先債務に該当するかを決定する。ドイツの連邦金融市場安定化機構(FMSA)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツの中央銀行（ドイツ連邦銀行）(Deutsche Bundesbank)は、KWG第46f(5)-(7)条に基づく一定の債務の分類について、共同の解釈指針を公表した。

2018年8月3日現在、ドイツ銀行に対して、同社の長期の上位かつ優先の債務（上位優先債務）に関して、次の格付が付与されている。すなわち、ムーディーズ（後記「<発行会社に関するリスク要因>」に定義する。）からA3（ネガティブ）およびS&P（後記「<発行会社に関するリスク要因>」に定義する。）からBBB+（安定的）である。格付機関（後記「<発行会社に関するリスク要因>」に定義する。）によって採用されている定義の情報は、後記「<発行会社に関するリスク要因>」を参照のこと。

発行会社は、本社債がKWGの第46f(7)条の範囲に該当し、上記に記載の上位優先債務にあたりと考えている。ただし、投資者は、ドイツにおける倒産手続において、または発行会社に関して破綻処理措置が発動された場合において、所轄破綻処理機関または裁判所が、本プログラムに基づき発行された無担保かつ非劣後である本社債が上位優先債務に該当するか、または非上位優先債務に該当するかを決定することを承知しておくべきである。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%(注1)
申込期間	2018年11月21日から2018年11月27日まで
申込単位	200万円以上、200万円単位
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店および各支店等(注2)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
受渡期日	2018年11月28日(日本時間)

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を円貨にて支払う。

(注2) 本社債の申込および払込は、各申込人により売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は発行会社の本プログラムに基づき、ユーロ市場で募集され、2018年11月27日(以下「発行日」という。)に発行される。

(注4) 本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、登録される予定もない。また、本社債の取引は、米国商品取引所法(その後の改正を含む。)(以下「米国商品取引所法」という。)に基づき米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)により承認されていない。本社債の募集または販売は、米国証券法のレギュレーションSに基づく米国証券法の登録要件を免除される取引において行われなければならない。本社債またはこれに関する利益は、いかなる時においても、()米国内において、()米国人に対し、米国人の勘定で、もしくは米国人のために(もしくは米国人を代理して)、または()米国における、米国人に対する、米国人の勘定によるもしくは米国人のための直接的もしくは間接的な募集、販売、転売、質入れ、行使、償還もしくは引渡しを目的としてその他の者に対し、直接的または間接的に募集し、販売し、転売し、質入れし、行使し、償還または引き渡ししてはならない。いかなる本社債も、米国人または米国内の者によりまたはこれを代理して行使または償還されてはならない。「米国」とは、アメリカ合衆国(その州およびコロンビア特別区を含む。)およびその属領をいい、「米国人」とは、()米国の居住者である個人、()米国もしくはその下部行政主体の法律に基づき設立され、もしくは米国にその事業の本拠を有する法人、パートナーシップその他の事業体、()その収益の源泉に関わらず米国の連邦所得課税の対象である遺産もしくは信託、()信託(米国内の裁判所が信託の管理につき主たる監督を行うことができ、かつ、一以上の米国の受託者が信託の一切の実質的な決定を統制する権限を有している場合)、()上記()に記載された法人、パートナーシップその他の事業体の従業員、役員もしくは本人の年金制度、()上記()から()までにおいて記載された者により10パーセント以上の割合の受益権が保有されている、主として受動的な投資のために組織された事業体(当該事業体の運営者がCFTCの規則第4章の所定の要件から非米国人である参加者を理由として免除される商品先物基金において、当該事業体が主として当該保有者による投資を目的として、組成された場合)、または()米国証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義されるその他の「米国人」、もしくは米国商品取引所法ルール4.7に基づく非米国人の定義に該当しない者のいずれかをいう。

ワラントもしくは証書の行使および/または本社債に関する償還対象株式の現実の交付の前に、本社債の保有者は、とりわけ、()保有者が米国人ではないこと、()本社債は米国人のために行使されたことがないこと、ならびに()いかなる現金および(償還対象株式の現実の交付の場合には)有価証券またはその他の資産も、その行使または償還に関連して、米国内において、または米国人の勘定で、もしくは米国人のために、譲渡されておらず、譲渡される予定もないことを、表明する必要がある。

ワラントまたは証券を買付けるいかなる者も、発行体および当該ワラントまたは証券の販売者（販売者が発行体とは異なる場合）に対して、（ ）買付者が、いかなる時においても、直接的もしくは間接的に、米国内において、または米国人の勘定でもしくは米国人のために、買付けたワラントまたは証券を募集し、販売し、転売し、または交付する予定がないこと、（ ）買付者が、米国人の勘定でまたは米国人のために、当該シリーズのワラントまたは証券を買付けていないこと、および（ ）買付者が、直接的または間接的に、米国において、または米国人の勘定でもしくは米国人のために、（他の方法により取得された）ワラントまたは証券を、募集し、販売し、転売し、または引き渡す予定がないことについて、同意するものとみなされる。

< 売社債に関するその他の条件等 >
用語の定義

（中略）

「利息金額」とは、

（ 1 ）利息起算日（同日を含む。）から2019年2月27日（同日を含まない。）までの期間に関して、適用ある利率は年率8.20パーセントであり、本社債額面金額当たり40,544円が2019年2月27日に支払われる。

（ 2 ）2019年2月27日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの期間に関して、ある利払日（同日を含まない。）に終了する各期間に関する適用ある利息金額は、以下に定めるところに従い、計算代理人によって決定される。

（ ）関連する判定日における全ての対象株式判定価格が各利率判定水準以上となる場合、適用ある利率は年率8.20パーセントであり本社債額面金額当たり41,000円となるものとする。

（ ）関連する判定日におけるいずれかの対象株式判定価格が各利率判定水準未満となる場合、適用ある利率は年率1.00パーセントであり本社債額面金額当たり5,000円となるものとする。

利息金額は、1円単位まで四捨五入するものとする。

各利息金額は、後記「利率」の項において記載される適切な利率を用いて計算されている。

（中略）

「発行金額」とは、

額面金額の合計をいい、10億1,400万円となる。

（中略）

「本社債」とは、

大券によって表章される総額10億1,400万円を上限とする2020年11月27日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社オリエンタルランド・ローム株式会社）（WKN/ISIN: DS15XG/ XS1747465836）をいう。「各本社債」という場合、本社債1口当たり額面金額の100パーセントをいう。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の社名および本社債の名称ならびに以下の文章が記載される。

「本書および本社債に関する2018年11月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書とします。両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では、平成30年11月20日提出の発行登録追補書類に記載された事項のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2017年度）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年6月28日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
事業年度（2018年度中）（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）
平成30年9月27日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年11月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成30年9月12日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第1 参照書類、2 四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成30年11月20日）までの間において、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。
- (2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本発行登録追補書類（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、

訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日（平成30年11月20日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。

本発行登録追補書類（その添付書類を含む。）における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日（平成30年11月20日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類（その添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

<ドイツ銀行AGロンドン 2020年11月27日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社オリエンタルランド・ローム株式会社）に関する情報>

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

A. 株式会社オリエンタルランド

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社オリエンタルランド
千葉県浦安市舞浜1番地1

(2) 理由

株式会社オリエンタルランドは、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」記載の条件に従い、計算代理人が算定するところにより、期限前償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」記載の条件に従い、計算代理人が算定するところにより、最終判定日におけるワーストパフォーマンス株式の対象株式判定価格が関連する転換価格未満であり、かつ、ノックイン事由が発生したことがある場合、交付株式数の交付および現金調整額の支払によって償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成30年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	363,690,160	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

(注)平成30年11月1日から平成30年11月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類
 事業年度 第58期

(自 平成29年4月1日 平成30年6月28日 関東財務局長に提出
 至 平成30年3月31日)

四半期報告書または半期報告書
 四半期報告書
 四半期会計期間 第59期第2四半期

(自 平成30年7月1日 平成30年11月13日 関東財務局長に提出
 至 平成30年9月30日)

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成30年11月20日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

B. ローム株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ローム株式会社
 京都市右京区西院溝崎町21番地

(2) 理由

ローム株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」記載の条件に従い、計算代理人が算定するところにより、期限前償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ」記載の条件に従い、計算代理人が算定するところにより、最終判定日におけるワーストパフォーマンス株式の対象株

式判定価格が関連する転換価格未満であり、かつ、ロックイン事由が発生したことがある場合、交付株式数の交付および現金調整額の支払によって償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成30年11月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	111,200,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社の名称および住所

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 第60期

(自 平成29年4月1日 平成30年6月28日 関東財務局長に提出
至 平成30年3月31日)

四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第61期第2四半期

(自 平成30年7月1日 平成30年11月5日 関東財務局長に提出
至 平成30年9月30日)

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成30年11月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第3 指数等の情報

該当事項なし。